

【漢詩審査基準】

応募作品の審査にあたっては、下記の基本的な基準を満たすとともに、公正で詩心を十分に訴えた作品を選考するものとする。

項目	一、形式	二、押韻	三、韻字	四、平仄（一）	平仄（二）	平仄（三）	五、その他
応募作品に求められる要件ならびに許容される範囲	<p>七言絶句のみとします</p> <p>① 一、二、四句末に踏みます（正格）</p> <p>② 「踏み落とす」（二句末に踏まない）も可とします</p>	<p>① 百六韻（平水韻）のうち平声・三十韻とします</p> <p>② 「仄韻」も可とします</p>	<p>① 平仄排列上の規制 〓 二・四字目「不同」、二・六字目「対」</p> <p>② 平仄排列 禁忌 〓 「下三連」不可</p> <p>③ 平仄排列 禁忌 〓 四字目「孤平」不可「ただし例外として、後述の「挟み平」（●○○●）の場合は許容される（○〓平字、●〓仄字）」</p>	<p>① 「二・二句を反法、二・三句を粘法、三・四句を反法とする」ことを原則とします</p> <p>② 「二・二句、二・三句、三・四句、すべてを反法とすること（拗体）も可とします</p> <p>〔反法〕 〓 隣り合う二句の対応する二・四・六文字目の平仄を違えること</p> <p>〔粘法〕 〓 隣り合う二句の対応する二・四・六文字目の平仄を同じくすること</p>	<p>挟み平格（挟み平） 〓 三句の下三字の平仄が○●●の場合、●○○（挟み平）とすることも可とします</p>	<p>① 禁忌 〓 「同字重出」は許されません。ただし、意図的、効果的な場合のみ可とします</p> <p>② 容認 〓 「冒韻」は可とします</p> <p>③ 「通韻」の原則（近体詩・絶句では左記規則・条件下でのみ通韻を可とします）</p>	<p>一、二、四句末に踏む韻を二種類の韻（仮にA韻、B韻）とし、一句末の押韻を「A韻」とし、二、四句末の押韻を「B韻」とします。つまり、一句末「A韻」、二句末「B韻」、三句末「●」、四句末「B韻」と押韻します</p> <p>この場合、「A韻、B韻」の二つの韻は、左記の組み合わせに限るものとします</p> <p>〔許容される通韻の組み合わせ〕 〓 「東・冬」、「支・微」、「魚・虞」、「寒・刪」、「蕭・肴・豪」、「歌・麻」、「庚・青・蒸」</p>